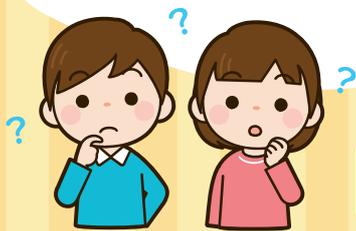




いわくら市子ども条例



「子どもの権利」って、なあに？

「権利」とは、人間が、人間らしく生きるために大切にされなければならないこと。

岩倉市子ども条例で定めた「子どもの権利」には、4つの柱があります。

そして、この「子どもの権利」は、どんな時も守られます。



大切に守られるべき

4つの
子どもの権利

2 **育つ権利**

子どもらしく育つために、
遊び、学び、休息する
ことができます。

1 **自分らしく生きる権利**

自分らしく生きていくために、
自分の価値が認められ、
尊重されます。

3 **守られる権利**

安全で安心して生きていくために、
暴力や犯罪などから守られます。
また、健康に生活
できます。

4 **参加する権利**

自分に関係することに
ついて参加し、
自分の意見や考えを言う
ことができます。



岩倉市の子ども条例とは…



- 岩倉市が子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちとなるように制定されたよ。
- 子どもの権利を守るために、岩倉市や市民、そして子ども自身が、どんなことをしなければならないのかについて触れているよ。
- 「子ども条例」は、子どもたちに一方的に権利を与えるものではなく、大人が子どもに向き合い、子どもも声を出すことで大人が耳を傾ける、お互いの関係をつくるためにあるんだよ。

▼ 条例の全文は
ここから



岩倉の子どもたちが、すこやかに育つようにみんなで支えるイワ。

おうちの人

子どもにとって何が一番大切なかを考えて、愛情をもってすこやかに育てます。



学校

子どもが色々な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために援助や指導をします。



まわりの大人

地域の中で子どもがすこやかに安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていきます。



岩倉市

子どもの権利を守るための取り組みをおうちの人や学校などと協力して行います。



子どもにも大切な役割があるイワ。

- 自分と同じように他の人も大切にしよう。
- 他人がいじめられている時は、見て見ぬふりをしないようにしよう。
- 周りの人と一緒に平和な社会をつくりましょう。



困ったり、悩んだりしているときは…

- 子どもと親の相談員… 各小中学校
- 家庭児童相談室… 岩倉市役所6階（こども家庭課内）TEL 0587-38-5810
- 市民相談室… 岩倉市役所1階 ☎0587-38-5822
- じどうかなないろそうだんしつ… 各児童館



みんなでうた歌おう♪

岩倉子ども人権の歌

「また明日ね」



子どもたちも制作に関った歌です。

お問い合わせ先 岩倉市健康こども未来部 こども家庭課 ☎0587-38-5810